

●アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(概要)

令和元年5月24日施行(アイヌ施策推進法)

背景・必要性

1. アイヌの人々を先住民族と認識して施策を進める必要性

- ・平成9年、アイヌ文化振興法制定（北海道旧土人保護法（明治32年制定）廃止）
- ・平成20年、衆参両院の「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」及びこれを受けての内閣官房長官談話(アイヌの人々が先住民族であることの認識を示す。)
- ・上記の経緯等を踏まえ、アイヌの人々を先住民族と認識し、施策を展開することが求められている。

※「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（平成19年採択）等、先住民族への配慮を求める国際的な要請も高まっている。

3. 民族共生象徴空間の管理のための措置

- ・民族共生象徴空間（愛称：ウポポイ（※））はアイヌ文化の復興等に関するナショナルセンターであり、国立アイヌ民族博物館、国立民族共生公園等で構成される。
※アイヌ語で「（おおぜいで）歌うこと」という意味
- ・民族共生象徴空間の北海道白老における整備、2020年4月の一般公開、年間来場者100万人の目標について平成26年閣議決定

民族共生象徴空間(ウポポイ)



2. アイヌ施策の総合的かつ継続的な実施の必要性

- ・アイヌ文化の振興等のための環境整備の必要性を踏まえ、従来のアイヌ文化振興施策・生活向上策に、地域・産業・観光振興等も加えた新たな支援措置を継続的に実施する必要

法律の概要

○**目的規定** ➢「目的」の条文中に「先住民族であるアイヌの人々」と記載して先住民族としての認識を示し、アイヌの人々が民族として誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を目指す。

○アイヌ施策を総合的かつ継続的に実施するための支援措置

アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本方針(政府策定)

アイヌ施策を推進するための計画(市町村作成)

←都道府県方針を勘案

内閣総理大臣の認定

交付金の交付

- ・認定された計画に記載された地域・産業・観光振興等の事業の実施に対し交付金を交付

法律の特例措置等

- ・国有林野の林産物採取についての特例
- ・さけの捕獲について、都道府県知事等による配慮
- ・地域団体商標に係る出願の手数料及び登録料を減免する措置

○民族共生象徴空間の管理に関する措置(国土交通大臣等)

- 民族共生象徴空間の管理の委託
- 民族共生象徴空間の入場料等の徴収に関する措置 等

○アイヌ政策推進本部

➢関係大臣で構成するアイヌ政策推進本部の設置
(本部長:内閣官房長官)